

日付: 2024年9月11日(水) 16:10

件名: 遊漁船の船長が自ら釣りをしないよう指導している件

遊漁船の船長が自ら釣りをしないよう指導している件について、水産庁に聞き取りしました。

【水産庁の説明】

水産庁管理調整課沿岸・遊漁室 03-3502-7768 ○○さん

近年、遊漁船における死傷事故が増加する傾向にあり、北海道知床沖の観光船「KAZ1号」が沈没する重大事故が発生したことをきっかけに、遊漁船利用者の安全確保を強化することとなった。

そこで昨年の通常国会において「遊漁船適正化法」の改正が行われた。この改正に基づき、細目について指導の強化を行っているところ。

改正法は、遊漁船業務主任者（＝船長も兼任できる）に対し、遊漁船に乗り込んで業務を行うこと、及び利用者の安全管理を行う義務を明記した（12条）。

海上保安庁による事故の報告によると、見張り不十分による衝突事故が遊漁船の事故の中では多かった。これを踏まえ、遊漁船業務主任者に安全管理に専念してもらうため、改正法に基づいて自ら釣りをすることはやめていただきたいと指導している。具体的には、釣り船を登録してもらう際に提出していただく業務規程に、専念義務と、自ら釣りをしないことを明記してもらうよう指導している。

なお、客に釣りを教える分には構わない。